

議案第 32 号

向日市観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

向日市観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 27 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
向日市観光交流センターの設置及び管理に関する条例（令和２年条例第２号）の
一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正			現 行		
別表２（第１８条関係）			別表２（第１８条関係）		
施設	単位	金額	施設	単位	金額
地域交流スペース	１時間	<u>1,000円</u>	地域交流スペース	１時間	<u>500円</u>
	ただし、スペースの半分を利用する場合は半額とする				
自動車駐車場	３０分までごとに ただし、施設利用者に 限り駐車後６０分以内 は無料	250円	自動車駐車場	３０分までごとに ただし、 駐車後６０分以内 は無料	250円
	午前０時までごとの限度額	<u>1,500円</u>		午前０時までごとの限度額	<u>800円</u>
観光バス駐車場	<u>１日</u>	2,000円	観光バス駐車場	<u>１回</u>	2,000円
略			略		
備考			備考		
			駐車場等に関し、午前０時を経過しての継続利用にあっては、午前０時に達した時点で出庫及び入庫があったものとみなして、当該継続利用の駐車料金を算出する。		
1 地域交流スペースの利用料金に関し、利用者が市外在住者（法人又は団体にある）である場合は、この表に定める金額の２割に相当する額を加算する。					
2 地域交流スペースの利用料金に関し、利用者が商行為、商業宣伝及びその他こ					

<u>れらに類する目的を持って使用する場合は、この表に定める金額の5割に相当する額を加算する。</u> <u>3 駐車場等に関し、午前0時を経過しての継続利用にあつては、午前0時に達した時点で出庫及び入庫があつたものとみなして、当該継続利用の駐車料金を算出する。</u> <u>4 この表において「施設利用者」とは、第3条第1号から第4号までに掲げる施設を利用する者をいう。</u>	
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。